イノベーション・生産性向上のための支援策

1　スタートアップ・研究開発に関する予算

補助　沖縄型スタートアップ拠点化推進事業　【内閣府/当初】

① **スタートアップ集積拠点支援事業**
県内コワーキングスペース等を活用したスタートアップ集積拠点において実施するスタートアップ支援の取組を補助。

② **地域課題解決型スタートアップ支援事業**
地域課題を抱える県内自治体とスタートアップをマッチングし、地域課題解決に係る実証実験を行う際に必要な経費を補助。

■補助率・上限額
① 補助率8/10以内
【拠点拡充枠】上限額3,000万円
下限額1,000万円
【特色枠】上限額1,000万円
【一般枠】上限額1,000万円
② 補助率 8/10以内・上限400万円

■公募期間
① 令和8年3月5日～3月31日（終了）
② 令和8年2月26日～3月26日（終了）

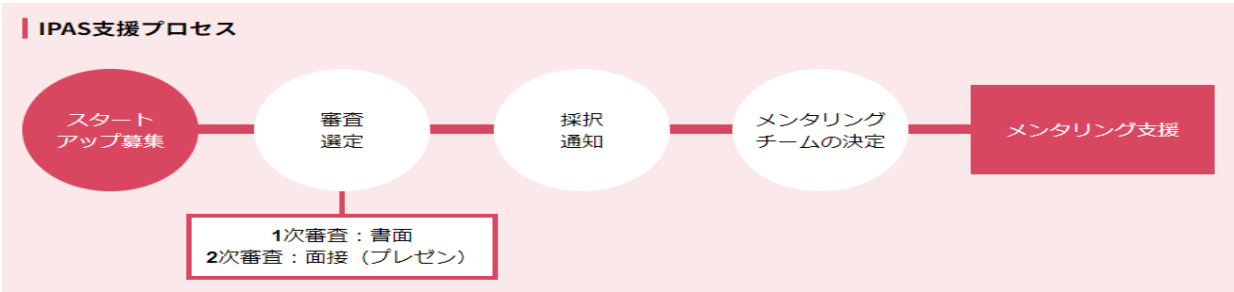
■お問い合わせ先
① 経済産業部　地域経済課　098-866-1730　② 経済産業部　企画振興課　098-866-1727

補助　スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）　【経産省/当初】

スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IP Acceleration program for Startups、通称IPAS（アイパス））は、創業期（シード、アーリー）のスタートアップを対象に、ビジネスを専門とする者と、知財を専門とする者からなる知財戦略プロデューサー（ビジネスメンター・知財メンター）のメンタリングチームが、スタートアップのビジネスに対応した適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援します。

■補助率・上限額等

支援者	支援回数	支援件数
知財戦略プロデューサーのチーム（ビジネスメンター・知財メンター）	2時間×10回	20件/年程度（第1期: 10件程度　第2期: 10件程度）



■公募期間　※通年募集中
2026年度第1期：応募締め切り　2026年5月上旬頃、支援期間　2026年8月～2027年1月
2026年度第2期：応募締め切り　2026年9月上旬頃、支援期間　2026年12月～2027年5月
スケジュールは、状況に応じて変更することがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先
経済産業部　地域経済課　知的財産室　098-866-1730

IPASについてはこちら

2　生産性向上のため設備投資・IT導入、事業承継等に取り組みたい

補助

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

【経産省/補正・当初】

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

①中堅・中小企業・スタートアップの賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

■補助率・上限額等

国　→　民間企業等（補助・定額）　→　中堅・中小スタートアップ企業（補助・1/3以下）
（補助上限額：50億円、投資下限額：10億円）

■公募期間

第４次公募：令和８年７月７日～８月８日（終了）

■お問い合わせ先

中堅・中小成長投資補助金サポートセンター　050-3668-7818

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

■上限額等

国　→　民間企業等（補助・定額）　→　中堅・中小スタートアップ企業（給付金）
（給付上限額450万円　※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円）

地域企業経営人材確保支援事業給付金についてはこちら（REVICareerサイト）

補助

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

【経産省/当初】

中小企業が**大学・公設試等の研究機関等と連携**して行う、事業化に繋がる可能性の高い**研究開発、試作品開発等**に係る取組を**最大３年間**支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

■補助率・上限額等

	通常枠	大型研究開発枠
事業期間	２年度または３年度	
補助上限	単年度　4,500万円以下 ２年度の合計で、7,500 万円以下 ３年度の合計で、9,750 万円以下	単年度 １億円以下 ２年度の合計で、２億円以下 ３年度の合計で、３億円以下
補助率	（１）中小企業者等：原則２／３以内 （２）大学・公設試等：原則定額 ※課税所得15億円超の中小企業等は１／２以内	（１）中小企業者等：原則２／３以内 （２）大学・公設試等：原則定額 ※課税所得15億円超の中小企業等は１／２以内

■公募期間

令和8年2月16日～４月17日（終了）

■お問い合わせ先

経済産業部　地域経済課　098-866-1730

補助　中小企業省力化投資補助金　【経産省/補正】

中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的として、人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品や設備・システムの導入を支援する。

カタログ注文型　随時申請受付中

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性　年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

申請から事業完了までの流れ

公募（随時）
- カタログ：省力化製品を選択／販売事業者を選択
- 販売事業者と共同申請
- 審査
- 補助金の採択・交付決定

補助事業実施期間
- 補助事業開始
- 確定検査
- 補助金支払い／補助金請求

終了後
- 効果報告（3年間）

補助率と補助上限額

※令和8年3月19日(木)の申請から、補助上限額を拡充!

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	500万円※	750万円※
6~20名		750万円※	1,000万円※
21名以上		1,000万円	1,500万円

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2ー前回までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%）以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記②は令和8年3月19日(木)以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、その申請に限り旧制度の補助上限額が適用されますのでご注意ください。詳しくは下記ホームページの「公募要領」「応募・交付申請の手引き」をご確認ください。

一般型　公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性　年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件
1. 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
2. 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
3. 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

申請から事業完了までの流れ

公募（公募回制）
- 事前準備
- 公募開始
- 申請受付開始
- 審査

交付手続き
- 補助金交付候補者決定
- 交付申請
- 交付決定

補助事業実施期間
- 補助事業開始
- 確定検査
- 補助金支払い／補助金請求

終了後
- 効果報告（5年間）

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

■公募期間

（１）カタログ注文型：　随時申請受け付け中

（２）一般型：　順次公募を予定
（年3～4回公募予定）

■お問い合わせ先

中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660

補助　新事業進出・ものづくり商業サービス補助金　【経産省/補正】

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出)に向けた国内の輸出体制の強化を支援。

【活用イメージ】

- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出
- 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発
- 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し、新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

■３つの「補助対象事業枠」

【革新的新製品・サービス枠】

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援。新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することを指す。

【新事業進出枠】

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援。事業で新たに製造又は提供（以下「製造等」という。）する製品、商品もしくはサービス（以下「製品等」という。）が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象。

【グローバル枠】

海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援。本補助対象事業枠は事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象。

■補助率・補助上限額等

革新的新製品・サービス枠

Innovative new product/ service

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～5人	中小企業者：1/2(2/3) 小規模企業・小規模事業者、再生事業者：2/3	100万円	750万円	850万円
6～20人			1,000万円	1,250万円
21～50人			1,500万円	2,500万円
51人以上			2,500万円	3,500万円

新事業進出枠

Entering new business

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者（小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む）：1/2(2/3)	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

グローバル枠

global

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者（小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む）：2/3	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は、賃上げ特例の要件を満たし、適用を受ける事業者の場合となります。（革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠、グローバル枠）
※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用。（革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠）

■公募期間

第1回公募：令和8年9月30日～10月30日18時

■お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

2　生産性向上のため設備投資・IT導入、事業承継等に取り組みたい

税制　大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**。

■対象業種

原則全ての業種を対象

■対象資産要件

・生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物付属設備、ソフトウェア）
・投資下減額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額
・ROI水準：15%以上

■措置内容

・即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）
　▶控除上限：法人税額の20%
・事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）
　▶予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、最大3年間の繰り越しが可能。

■措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

■大胆な投資促進税制HP（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/henkashien/daitanzeisei/daitan.html

税制　研究開発税制

研究開発税制は、**試験研究費の一定割合を法人税額から控除**できる制度。これまでの**一般型、オープンイノベーション型（OI型）に加えて、令和9年度からは、新たに戦略技術領域型・大学拠点等強化類型**を措置。

■ 一般型は、試験研究費の伸び率等に応じて、試験研究費のうち法人税額から控除できる割合（**控除率0～14%**）と、法人税額から控除できる上限（**控除上限20～35%**）が**変動**する仕組み。

■ 中小企業向けにはより簡易で優遇の高い措置（中小企業技術基盤強化税制）が用意されており、控除率は12～17%、控除上限は25～35%。

■ OI型は、経産大臣の指定を受けた大学等、組む相手方により控除率（20～30%※）が変動する仕組み。

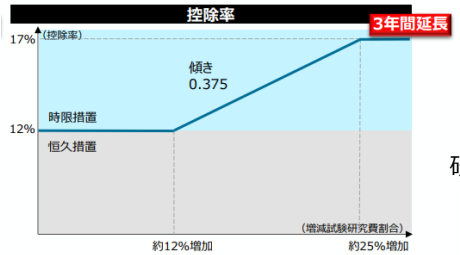
※大学・国研等は30%、スタートアップは25%、その他は20%

■ 令和9年度からは、重要な技術領域※の研究開発投資を支援するため、戦略技術領域型と大学拠点等強化類型を創設。事業者の認定計画に基づく研究開発を支援する他、当該事業者が、認定を受けた研究開発機関と、共同研究を行う場合には、更に支援を強化する。

※①AI・先端ロボット、②量子、③半導体・通信、④バイオ・ヘルスケア、⑤フュージョンエネルギー、⑥宇宙

■「繰越控除制度」が創設され、
中小企業技術基盤強化税制、
戦略技術領域型、大学拠点等強化類型
について、**３年間の繰越控除**を措置。

＜中小企業技術基盤強化税制＞



■研究開発税制について

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_tax.html

研究開発税制

2　生産性向上のため設備投資・IT導入、事業承継等に取り組みたい

補助　中小企業生産性革命推進事業　【経産省/補正】

① 中小企業成長加速化補助金（中小企業成長加速化支援事業）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援する。

要件：①投資額１億円以上、②「売上高100億円を目指す宣言」を行っている、③その他、賃上げ要件など

② デジタル化・AI導入補助金（中小企業デジタル化・AI導入支援事業）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やＤＸの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

③ 持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）

①小規模事業者等が自ら「経営計画」を作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援（通常枠、創業型）

②地域振興等機関が小規模事業者を10者以上集め、展示会等を行う取組を支援（共同・協業型）

④ 事業承継・M&A補助金（事業承継・M&A支援事業）

事業承継・Ｍ＆Ａに際し、設備投資等や、Ｍ＆Ａ・ＰＭＩの専門家活用費用等を支援する。

■補助率・上限額・公募期間等　※①～⑤は、事業ごとに順次公募を予定。

①**中小企業成長加速化補助金**　補助率：1/2、補助上限額：５億円

②**デジタル化・AI導入補助金**申請枠により異なりますので、詳細はAI導入補助金HPをご確認ください。

③**持続化補助金**　※R7年3月4日より、一部枠にて、公募要領（暫定版）を公開
補助率：2/3（通常枠は特例ありの場合3/4）
補助上限（通常枠）：50万円、（創業型）：200万円

④**事業承継・M&A補助金**　申請枠により異なりますので、詳細は事業承継・M&A補助金HPをご確認ください。

■お問い合わせ先

①企画振興課　098-866-1727 ②商務通商課　098-866-1731
③④ 中小企業課　098-866-1755

掲載予算に関する参考サイト

これまでに実施した（もしくは実施中の）補助金の公募内容等がご確認いただけます。
■中小企業生産性革命事業
中小企業基盤整備機構HPトップページ：　https://seisansei.smrj.go.jp/

補助

沖縄物流デジタル技術活用推進事業 【内閣府/当初】

沖縄県の物流の効率化・迅速化を実現し、労働生産性を向上させることを目的に、**AIやIoT等のIT技術を活用したデジタル化**の取組を行う事業者に対して、**設備導入等**に要する経費の一部を補助する。

■補助率・上限額

国　→　民間団体等（補助・定額）　→　中小企業等（補助・2/3）

中小企業等に対する補助上限額　4,000万円

■公募期間

１次：令和８年４月３日～５月１日（終了）
２次：令和８年５月１日～７月17日（終了）

■お問い合わせ先

経済産業部　商務通商課　098-866-1731

本資料について

- 本資料は、経済産業省及び内閣府沖縄振興予算の一部をまとめたものです。
- 各予算のうち、委託事業等に関する内容を省略して記載していることがあります。
- 各事業の詳細は、公募要領等の公表後、ご確認ください。
- 経済産業省、内閣府のその他予算については、下記のHPをご参考ください。

経産省　令和7年度補正　令和8年度当初

内閣府　令和7年度補正　令和8年度当初